

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月2日
【会社名】	沖縄電力株式会社
【英訳名】	The Okinawa Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大嶺 満
【本店の所在の場所】	沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号
【電話番号】	(098)877-2341
【事務連絡者氏名】	総務部法務室長 徳村 勇人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山一丁目15番9号(第45興和ビル6階) 沖縄電力株式会社東京支社
【電話番号】	(03)3796-7768
【事務連絡者氏名】	東京支社業務企画グループリーダー 仲里 忠明
【縦覧に供する場所】	沖縄電力株式会社東京支社 (東京都港区南青山一丁目15番9号(第45興和ビル6階)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

平成25年6月27日開催の当社第41回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当金は、1株につき金30円とする。

また、繰越利益剰余金2,000,000,000円を別途積立金に積み立てる。

第2号議案 定款一部変更の件

社外取締役及び社外監査役に有用な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設する。

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役として、石嶺伝一郎、大嶺満、池宮力、知念克明、玉城直、古堅幹也、山城克己、恩川英樹、仲里武思、桑江登、本永浩之、島袋清人及び小祿邦男を選任する。

第4号議案 取締役賞与支給の件

取締役14名（うち社外取締役1名）に対し、総額6,136万円（うち社外取締役分54万円）を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成率	可否
第1号議案	136,207個	4,938個	76個	94.23%	可決
第2号議案	140,277個	868個	76個	97.04%	可決
第3号議案					
石嶺 伝一郎	135,881個	5,264個	76個	94.00%	可決
大嶺 満	139,902個	1,243個	76個	96.78%	可決
池宮 力	139,797個	1,348個	76個	96.71%	可決
知念 克明	139,798個	1,347個	76個	96.71%	可決
玉城 直	139,798個	1,347個	76個	96.71%	可決
古堅 幹也	139,798個	1,347個	76個	96.71%	可決
山城 克己	139,797個	1,348個	76個	96.71%	可決
恩川 英樹	139,798個	1,347個	76個	96.71%	可決
仲里 武思	139,797個	1,348個	76個	96.71%	可決
桑江 登	139,768個	1,377個	76個	96.69%	可決
本永 浩之	139,775個	1,370個	76個	96.70%	可決
島袋 清人	139,756個	1,389個	76個	96.68%	可決
小祿 邦男	136,227個	4,918個	76個	94.24%	可決
第4号議案	136,839個	4,319個	76個	94.67%	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案及び第4号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成率は、出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち各決議事項に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各決議事項の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上